

衆議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における広島県選挙分会について、名簿届出政党等からの届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのごじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙広島県選挙分会長 国 政 道 明

一 場 所 広島県庁

二 日 時 平成二十九年十月二十四日 午前九時